

大学教育質保証・評価センター 事務局に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第35条第5項に基づき、一般財団法人大学教育質保証・評価センター（以下「この法人」という。）の事務局の構成及び運営に関する必要な事項を定める。

(常勤職員)

第2条 事務局に常勤職員を置く。

- 2 常勤職員の職階として事務局長、事務局次長、主幹、主任、主事を置くことができる。
ただし、代表理事の判断によりこれ以外の職階を置くことができる。
- 3 常勤職員のうち事務局長、事務局次長は管理職とする。

(非常勤職員等)

第3条 事務局にはこの法人の必要に応じ嘱託職員、非常勤職員、派遣契約職員等を雇用することができる。

(事務局長)

第4条 常勤職員の一人をもって事務局長にあてる。

- 2 事務局長の任期は2年とする。
- 3 事務局長は再任することができる。

(職員の待遇等)

第5条 職員の就業に関する基本的事項は、就業規則をもって別に定める。

- 2 常勤職員の給与等の待遇については、別に定める。
- 3 嘱託職員及び非常勤職員の勤務条件等に関しては、別に定める。

附則

この規程は、2021年3月17日から施行する。